

「滋賀県多文化共生推進プラン(第2次改定版)」(案)に対するパブリックコメントとそれに対する県の考え方

<一般の方からの御意見>

No.	主な御意見	意見に対する県の考え方
日本語教育関連		
1	多文化共生には日本語の教育の充実が何よりも大事だと思う。日本語教室の開催、講師の育成が重要である。日本人県民と外国人県民との良好な関係につながるので、ぜひとも施策をすすめていただきたい。特にボランティア主体で行われている地域の日本語教室を支援いただきたい。	p.20～23 行動目標1 施策の方向性(2)日本語および日本社会についての学習機会の提供として、①日本語学習機会の提供、②日本語教育人材の育成、③日本語教室への支援、④地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進に取り組むことを記載していることから、原案のとおりとする。
2	地域の日本語教室の運営が厳しいと聞いている。ボランティア講師の確保ができないとのことだが、ボランティアの育成について、県や市がもっと取り組んで行くべきだと思う。講師には、高齢者をもっと使うべきだと思う。高齢者が活躍できる場になるのではないか。	p.23②日本語教育人材の育成の取組として、日本語学習支援者確保の取組支援を行うこととしているため、原案のとおりとする。
3	技能実習生の日本語教育について、企業が責任持って指導すべきであると思う。地域の国際協会が開催する日本語教室に沢山の技能実習生が習いに来ているようだが、本来なら企業で責任持って育成するべきである。外国人を雇用する企業の責任について、明確にするべきであると思う。	企業の責務については、p.17(6)企業の役割に明記していることから、原案のとおりとする。 なお、新たな施策として、p.23④地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進を盛り込んだところ。関係者等と連携しながら、今後の地域における日本語教育の推進について、検討を進めたい。
4	「現状と課題」において外国人学校への言及が全くなく、「施策の方向」「施策・取組」で、法的地位の明確化と体験学習支援が言及されているだけである。 県内には各種学校認可の朝鮮学校、ブラジル学校が各1校、そのほかに各種学校未認可のブラジル学校もあり、それぞれが地域の多文化共生に重要な役割を果たしている。外国人学校も、「次世代を担う人材の育成」の場として、教育環境の整備の対象としてきちんと位置づけしてほしい。 1つ具体的な提案として、外国人学校で学ぶ子どもの日本語学習機会の確保のあり方についても検討のうえ、プランに盛り込んでいただきたい。 県内の外国人学校のうち、ブラジル学校3校ではポルトガル語を母語とする子どもたちが学んでいるが、教える人材の確保の問題もあり、日本語の教育は(学校により差がありますが)十分に行われていない。 このプランでは、主に成人の地域住民向けの日本語教育については「1 こころを通じるコミュニケーション支援」に、日本の学校に通う外国人の子どもの日本語教育については「4次世代を担う人材の育成」に位置づけられていますが、外国人学校に通う子どもの日本語教育はどこにも位置づけられていない。	p.14に記載のとおり、「滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す」という基本目標のもと、各種施策の方向や施策・取組を示している。 日本語教育の推進については、新たな施策として、p.23地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進を盛り込み、今後の地域における日本語教育の推進について、検討を進めていくこととしているため、原案のとおりとする。
医療関連		
5	医療機関では切迫した状況があると思うので、通訳者の登録バンクを作成しておいて、患者さん本人又は医療機関からの要請があれば県内のどこにでも駆けつけられる仕組みにしていきたい。もちろん、そのための通訳者の養成にも予算を充実させてほしい。	医療機関への医療通訳サポートは喫緊の課題であり、「医療通訳者の人材確保」「医療機関への医療通訳者配置支援」「医療通訳電話サポート」等については、医療関係団体からも要望をいただいているところ。 県で医療通訳者を直接確保・養成する方法や、業者委託による医療通訳支援等、あらゆる手法を視野に入れながら、県で最も適切な支援体制について現在庁内で検討を行っているところであり、原案のとおりとする。 今回いただいた御意見も参考にしながら、今後も引き続き検討を行う。
6	拠点的な医療機関に関してさえ、医療通訳の配置ではなく「翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の配備」にとどまるというのは、あまりに貧弱ではないか。既に一部の市立病院では、当該自治体の努力により医療通訳が配置されている中、県のプランで医療通訳の育成や配置などが全く盛り込まれていないのは問題であると思う。	医療機関への医療通訳サポートは喫緊の課題であり、「医療通訳者の人材確保」「医療機関への医療通訳者配置支援」「医療通訳電話サポート」等については、医療関係団体からも要望をいただいているところ。 県で医療通訳者を直接確保・養成する方法や、業者委託による医療通訳支援等、あらゆる手法を視野に入れながら、県で最も適切な支援体制について現在庁内で検討を行っているところであり、原案のとおりとする。 今回いただいた御意見も参考にしながら、今後も引き続き検討を行う。
災害時の外国人支援関連		
7	災害時の在住外国人への支援が重要だと思う。わかりやすい日本語を普及させるとともに、避難所がどういふものかを知ってもらうためにも、地域の防災訓練に出てきてもらえるよう、行政からもっと情報を発する必要があるのではないか。	災害時への対応については、p.27-28 行動目標2 施策の方向性(3)災害時への対応に基づき、防災知識の普及啓発、防災訓練などへの参加促進等、市町や国際協会等様々な主体と連携しながら取り組んでいくこととしていることから、原案のとおりとする。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	主な御意見	意見に対する県の考え方
幼児教育・保育無償化関連		
8	滋賀朝鮮学校の幼稚園が国の「保幼無償化」から除外されている実状が改善されるまでは、県として同等の施策を講じるべきだと考える。 消費税を払っている人たを、国は何故「保幼無償化」の対象にしないのか、理解できない。国の不備、国による差別に対して、せめて居住地の自治体が不備を補い差別を解消する必要があると思う。放置することは、滋賀県も差別に加担することになり、ひいては、それがヘイトスピーチやヘイトクライムの根拠となり、基本目標に真っ向から反することになる。	幼児教育・保育の無償化について、一部の施設が対象外となっていることは国も承知しているところであり、今後の国の動向を注視したいと考えていることから、原案のとおりとする。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	「⑪就学前教育・保育の充実」は、以前のプランにはなかった項目であり、またサンタナ学園のような認可外保育施設についても言及されていることはありがたいと思う。しかし、内容が指導助言を実施するという事しかない。 2019年10月にはじまった幼保無償化により、サンタナ学園も認可外保育施設として無償化対象となったが、認可外保育施設指導監督基準をあと4年以内に満たさないと、対象外となってしまう。しかし、ポルトガル語で幼児教育・保育を行っているため、日本の保育士の有資格者を基準どおりに雇用するのは非常に難しい。施設・設備面についての基準はともかく、この保育士資格の基準については、行政による支援なしには解決の見通しがなかなかつかない。これはサンタナ学園だけでなく、県内にあるブラジル人の保育所全てに関わることであり、それらの保育所が無償化の対象外となれば、経営が立ちゆかず保育の受け皿が無くなってしまふことになりかねない。是非とも単なる指導助言だけでなく、より踏み込んだ支援の検討をプランに盛り込むことを希望する。	御意見のとおり、外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている認可外保育施設にとって、認可外保育施設の指導監督基準の中でも、保育士等の人員配置において、日本での保育士資格の取得が難しいことから、将来的にも基準を満たすことが困難な状況であると認識している。 県としては、国が定めた全国一律の基準を県独自で見直すことができないため、国に対して、現状を伝えるとともに、外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている認可外保育施設への支援を要望していることから、原案のとおりとする。 今後も引き続き、あらゆる場を活用し、国に対して要望していく。
10	現在、就学前の外国人の就園先等の実態は把握されているのか。まずは実態調査をするということ盛り込んでいただきたい。	外国につながりをもつ児童の就園状況は、毎年実施している市町行政指導監査において確認をしている。 なお、p.38⑪外国につながりをもつ家庭・子どもの就学前教育・保育の充実に記載のとおり、外国につながりをもつ児童を多く受け入れている保育所等において、保育士等の追加配置を行う支援を行っており、外国につながりをもつ児童が安心して過ごすことができる環境整備に取り組んでいることから、原案のとおりとする。
11	県内の外国人学校のうち、朝鮮学校のみが各種学校であるために幼保無償化が適用されていない。各種学校が行う幼児教育についても幼保無償化の対象とするよう、国に求めるとともに、それが実現するまでの間、地方自治体として幼保無償化なみの財政的支援を各種学校に行ってほしい。少なくとも、そうした課題があるということを書いてほしい。	幼児教育・保育の無償化について、一部の施設が対象外となっていることは国も承知しているところであり、今後の国の動向を注視したいと考えていることから、原案のとおりとする。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
12	多文化共生というならば、現在消費税増税により実施されている幼保無償化において、一般日本市民と同様消費税を負担している朝鮮学校幼児が対象外となっている問題について、同じ滋賀県民なのに極めて不当であるにもかかわらず、そのことへの滋賀県としての対応が何も書かれていないことは、重大である。共生推進プランとして、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」というSDGsを推進する滋賀県として、明示すべきである。	幼児教育・保育の無償化について、一部の施設が対象外となっていることは国も承知しているところであり、今後の国の動向を注視したいと考えていることから、原案のとおりとする。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
教育関連		
13	朝鮮学校への補助金を支給してほしい。もちろん、朝鮮学校幼稚園にも。	御要望に対しては、御意見として承り、原案のとおりとする。今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
14	夜間中学設置のニーズの調査を早急を実施し、速やかに設置してほしい。	教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、平成28年度、30年度に続いて、今年度もニーズ調査を実施した。今後、夜間中学の設置にかかる検討会議において、この調査結果を分析し、検討を行いたいと考えているため、原案のとおりとする。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
15	教育について、すべての子どもたちは、アイデンティティーが保障される権利、学ぶ権利を持っている。現在、県内にある外国人学校や教育施設は、地域社会の多文化共生の拠点であり、交流の場である。各種学校レベルと差別することなく、公立学校並みの施策を望む。	p.34「教育環境の整備」において、施策の方向性を示しており、このとおり実施したいと考えているため、原案のとおりとする。 御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
16	日本語保障だけでなく、母語保障を確立するブラジル学級や国際学級などを公立学校内に設ける。	現在、公立学校内に母語保障を確立するためのブラジル学級や国際学級を制度上設けていないが、母語支援は、児童生徒のアイデンティティ確立のため重要であり、補助事業等により市町や学校において実施できるようにしているため、原案のとおりとする。 御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。

No.	主な御意見	意見に対する県の考え方
17	外国人の就学児童の問題では、教育委員会が一手に引き受けていると感じて必要な支援が本当に行われているのかよく分からない。人数的に少ない国籍の児童でも、支援をしっかりと行うべき。国際交流協会との連携をより密にしていける必要がある。決定までに時間をかけず、スピーディにただ子供のことを一番に考えて進めて欲しい。	p.34「教育環境の整備」において、施策の方向性および施策・取組を示している。人数的に少ない国籍の児童については、各市町の状況に応じて母語支援員やICTを利用した自動翻訳機による支援ができるようにしている。また、教員の研修実施等において国際協会と連携を図っているため、原案のままとする。
18	夜間中学の設置を検討されることについて、大変すばらしいと思う。ぜひとも実現いただけるよう期待している。在住外国人のためだけでなく、事情があって中学を卒業できなかった大人の学びなおしにも大変有意義な施策であると思う。	令和元年11月29日に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」第4の1の(8)において、「夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っている」と示されている。このことから、本県においてもニーズ調査を継続的に実施して、ニーズの把握に努め、検討を進めてまいりたいと考えているため、原案のとおりとする。 御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
19	日本語指導が必要な子どもたちに、支援が行き届くように充実を図るべきと思う。地域の未来を支えて行くことになる次世代の人材を育てるためには必要な施策だと思う。小中学校で、十分なサポートが行われるように進めてもらいたい。	p.34「教育環境の整備」において、施策の方向性を示しており、このとおり実施したいと考えているため、原案のとおりとする。 なお、現在、各市町の状況に応じて、県として以下の事業に取り組んでいる。 ○「外国人児童生徒いきいきサポート支援事業」：日本語指導が必要な外国人児童生徒等の在籍する小中公立学校にスペイン語・中国語・タガログ語が話せる支援員を定期的に派遣している。 ○「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」：帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、集住地域等において地域人材との連携により、帰国・外国人児童生徒等の公立学校への受入促進・日本語指導の充実・保護者を含めた支援体制の整備を図る。 ○外国人受入れ拡大に対応した日本語指導等への支援事業：外国人の受入れ拡大が見込まれるため、来日した外国人児童生徒等への日本語指導の充実を図る。ICT(自動翻訳機)等を活用した支援。外国人児童生徒等の自尊感情の向上のため、母語支援や適応指導の充実を図る。 御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
20	次世代の人材育成の中に、子育て中の親へのサポートの支援があればいいのではと思う。例えば、乳幼児を抱えた親子が参加できる多文化子育てサロンなどがあれば、子育てを通じて交流ができていいと思う。	外国人の子育て家庭や妊産婦の方が、保育所・認定こども園や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等の導入など、多言語対応に係る市町の支援に取り組むうえで御意見を参考にさせていただきます。 原案のとおりとする。
21	「滋賀県多文化共生推進プラン(第2次改定版)」(原案)の「行動目標4次世代を担う人材の育成」の「(1)教育環境の整備」に、次の内容を反映してほしい。 「⑧外国人学校の法的地位の明確化の推進」について、2010年の多文化共生推進プランで基準の見直し盛り込まれ、日本ラテノ学院が各種学校認可されたことは大変良かったと思う。2015年のプラン改定版には「一定の基準を満たしているものについては、各種学校への移行や学校法人化等を促進します」と書かれたものの、サンタナ学園のような未認可校の状況は改善しなかった。このたびの第2次改定版にも同様の文言で書かれています。これではサンタナ学園のように各種学校の認可基準を満たすことが難しい外国人学校は、結局取り残されたままになる。 ここで「法的地位の明確化」という場合、学校教育法に限らず実際に果たしている役割に則して幅広く考えていただきたいと思う。2017年2月より施行されている「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)では、地方公共団体が教育機会の確保に関する施策を推進することが求められている。サンタナ学園は、ブラジル人児童生徒の教育機会確保の受け皿を長年にわたり担っている。日本の学校に行ったけれども、受入体制が整っていなかったり、いじめにあたりたりして適応できず、不登校となりサンタナ学園に来ることになった子どももいる。サンタナ学園のような外国人学校が、外国人の子どもの教育機会確保に重要な役割を現に果たしていることを認めて、教育機会確保法に基づく支援のありかたを積極的に検討するという内容をプランに盛り込むことを希望する。	各種学校および学校法人は、学校教育法や私立学校法等の法令に基づき認可されるものであり、県としては認可に向けた助言を行っているところであり、原案のとおりとする。 また、教育機会確保法は、不登校児童生徒等、年齢または国籍に関わりなく、希望する者に普通教育に相当する教育機会を確保することを目的としているところであり、御指摘の点は今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
22	「⑨体験学習支援」について、現状では各種学校認可校のみが対象となっていると思われるが、サンタナ学園のような各種学校未認可校の子どもたちにも同様に「うみのこ」での体験学習などの機会を与えていただきたい。	びわ湖フローティングスクールで行う「湖の子」体験学習は、学校教育の一環として、教育課程上に位置付けて実施するものとしており、各種学校認可校は対象として含めている。よって、原案のままとする。その他の学校の参加については、今後検討していきたい。
23	国の基準では、日本語指導が必要な児童生徒18人につき加配教員1人が定数に上乗せされるはずであるが、県内ではその基準が達成されていない。こうしたことこそ「成果指標」に盛り込み、1日も早く達成されるように計画的に配置をしてほしい。	国は平成29年度より10年間かけて、日本語指導加配教員を基礎定数化する計画を打ち出し、順次基礎定数化が進められている。教育課程に位置つけた特別な指導を行うことが必要な児童生徒18人に1人の割合で日本語指導のための教員配置を行おうとするものである。令和元年度、小中学校に32人の日本語指導のための教員が配置されており、順次拡大されている。基準に基づき配置されるよう今後も国への働きかけを行ってまいり。 よって、原案のままとするが、御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
24	文部科学省による「外国人児童生徒受入れの手引き」(2019年改訂)に従った受入れが県内の全ての学校でなされるようにするという内容を盛り込んでいただきたい。いくつかの教育委員会や学校現場で聞いたところでは、この手引きがほとんど参照されていない。	文部科学省による「外国人児童生徒受入れの手引き」については、令和元年度に改訂されたところであるが、これまでに引き続き、周知していくため、原案のとおりとする。
25	③外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換について、情報交換も重要だが、そうして交換した情報が県総合教育センターなどに蓄積され、参照可能になるシステムを構築してほしい。どのような教材やツールがあるのかといった基本的な情報すら、現場に行きわたっておらず、ゼロからの試行錯誤が毎度繰り返されている状況を良く見聞させる。	現在、左記のようなシステム構築はなされていないが、教育委員会と学校や関係機関との情報交換や周知については、実施している。また、公益財団法人滋賀県国際協会と連携を図っている。 研修内容に加えて、日本語指導に関する情報を多くの教員に共有できるよう努めてまいりたいと考えているが、原案のとおりとする。 御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
26	p.12の「表14 日本語能力と高等学校進学状況」を見ると、滋賀県のデータではなく、2012年の外国人集住都市会議調査の結果。滋賀県のデータはないか？日本語能力とのクロス集計が難しいとしても、単純な高校進学状況のデータであれば、市町毎に出せるのではないかと、それすら出せないほど、外国人生徒の高校進学状況が把握されていないのか？だとすれば、そのこと自体を改善する内容をプランに盛り込んでほしい。	日本語指導が必要な外国人児童生徒等の高等学校在籍者数は、文部科学省の隔年調査で実施しており、公表している。平成28年度・76名、平成30年度・58名。P.11表11に掲載していることから、原案のままとする。
27	夜間中学という、これまで見たことのない存在について必要性を問われても答えられる外国人は少ないので、夜間中学へのニーズはどうしても潜在してしまう。そうした中、現在行われているアンケート調査でどこまでニーズが把握できるのか、疑問。調査の結果、ニーズが少ないとして設置を見送ることのないように、検討ではなく設置と明確に書いてほしいです。国は都道府県に1つ以上は夜間中学を設置する方針を示している。また、夜間中学が設置されるまでの間、9年間の初等中等教育が未修了の外国人の子どもの教育機会が失われないよう、中学校での学齢超過生徒の受け入れを確実に行うということも盛り込んでほしい。	今年度はニーズ調査に加えて、県内の日本語教室での聞き取りも実施した。また、ニーズ調査の結果等については、夜間中学の認知度もふまえて、今後さまざまな観点から分析していく予定である。外国籍の学齢超過者については、希望に応じて公立中学校への編入学は可能であり、学校設置者の市町教育委員会に周知しているため、原案のとおりとする。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	主な御意見	意見に対する県の考え方
ヘイトスピーチ関連		
28	<p>プラン中の基本目標「滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す」の実践に全力を尽くすために、国の「ヘイトスピーチ解消法」で地方自治体に求められている努力事項の具体的な施策を明示すべきだと考える。</p> <p>他府県でのヘイトスピーチやヘイトクライムは決してよそ事ではなく、ネットを通じて、マイノリティの方々は常時脅かされていることを踏まえ、滋賀県では、「ヘイトスピーチを許さない」、また、そのための具体的な施策を実施することを、明確に示してほしい。テレビや出版物においてヘイトスピーチが蔓延している中、滋賀県に暮らすマイノリティの人々が、少なくとも行政によって守られている安心感を持てるように。</p>	<p>御意見も踏まえ、p.39 施策の方向に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に関する記述を盛り込んだ。</p> <p>ヘイトスピーチについては、「滋賀県人権施策推進計画」において重要な人権課題の一つに位置付け、啓発活動等に取り組んでいるところ。</p> <p>今回のプランでは「多文化共生を推進するため、『滋賀県人権施策推進計画』に基づき、人権教育・啓発の充実に努める」こととしており、ヘイトスピーチの解消に向け、これにより適切に取り組んでいく。</p>
29	<p>ヘイトスピーチ解消法が制定され、自治体もヘイトスピーチ解消のために取り組む義務を負っているにもかかわらず、ヘイトスピーチについて全く言及しないのはおかしい。解消法が制定される前後は、滋賀県もヘイトスピーチワースト10位内に入っていた。現在は、少なくなっているものの、ネットでは、公然とヘイトスピーチが行われている。川崎市では、ヘイトスピーチをなくすために、罰則付きの条例が制定された。滋賀県も、先進的な自治体に学んで、ヘイトスピーチをなくすための取り組みをすべきだ。推進プランに、ヘイトスピーチについて是非取り上げてほしい。</p>	<p>御意見も踏まえ、p.39 施策の方向に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に関する記述を盛り込んだ。</p> <p>ヘイトスピーチについては、「滋賀県人権施策推進計画」において重要な人権課題の一つに位置付け、啓発活動等に取り組んでいるところ。</p> <p>今回のプランでは「多文化共生を推進するため、『滋賀県人権施策推進計画』に基づき、人権教育・啓発の充実に努める」こととしており、ヘイトスピーチの解消に向け、これにより適切に取り組んでいく。</p>
30	<p>ヘイトスピーチを許さない県にしてほしい。ヘイトスピーチのことが書かれていないようだが、プランに書くべきだと思うがどうか。</p>	<p>御意見も踏まえ、p.39 施策の方向に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に関する記述を盛り込んだ。</p> <p>ヘイトスピーチについては、「滋賀県人権施策推進計画」において重要な人権課題の一つに位置付け、啓発活動等に取り組んでいるところ。</p> <p>今回のプランでは「多文化共生を推進するため、『滋賀県人権施策推進計画』に基づき、人権教育・啓発の充実に努める」こととしており、ヘイトスピーチの解消に向け、これにより適切に取り組んでいく。</p>
31	<p>「言論の自由」とは無条件に何を言ってもいいのではなく、「公共の福祉」に反しない限り、なのだから、ヘイトは規制を受けるのが当然。どうか必ずヘイト規制も盛り込んでほしい。</p>	<p>御意見も踏まえ、p.39 施策の方向に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に関する記述を盛り込んだ。</p> <p>ヘイトスピーチについては、「滋賀県人権施策推進計画」において重要な人権課題の一つに位置付け、啓発活動等に取り組んでいるところ。</p> <p>今回のプランでは「多文化共生を推進するため、『滋賀県人権施策推進計画』に基づき、人権教育・啓発の充実に努める」こととしており、ヘイトスピーチの解消に向け、これにより適切に取り組んでいく。</p>
32	<p>2016年6月に施行されたヘイトスピーチ解消法では、解消に向けた施策を実施することが地方公共団体の責務であると定められている。本プランで、ヘイトスピーチ解消について明確な記述がないのは問題だと思う。ヘイトスピーチ解消に向けて県として取り組むことをプランに盛り込んでほしい。</p> <p>啓発だけでなく、教育の充実や相談体制の整備もヘイトスピーチ解消法で国や地方自治体の責務として位置づけられている。最低限、それらの内容は入れてほしい。川崎市の先行例のように、条例を制定するなどしてより積極的にヘイトスピーチ解消に取り組むことも盛り込んでほしい。</p>	<p>御意見も踏まえ、p.39 施策の方向に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に関する記述を盛り込んだ。</p> <p>ヘイトスピーチについては、「滋賀県人権施策推進計画」において重要な人権課題の一つに位置付け、啓発活動等に取り組んでいるところ。</p> <p>今回のプランでは「多文化共生を推進するため、『滋賀県人権施策推進計画』に基づき、人権教育・啓発の充実に努める」こととしており、ヘイトスピーチの解消に向け、これにより適切に取り組んでいく。</p>
33	<p>ヘイトスピーチが全国で問題となっているが、それをなくすための方策がない。ヘイトスピーチ解消法で地方自治体の取組実施の責務が定められているにもかかわらず、その法令違反となっている。具体策は今後議論検討するとしても、少なくともヘイトスピーチ問題が現在日本社会に存在し、多文化共生の妨げとなっていることについて、この共生推進プランに明記することは不可欠である。そして、その課題解決に積極的に取り組むことを県として意思表示することによって、県民にまずは呼びかけ、ともにヘイトスピーチをなくしていく啓発をすべきである。</p>	<p>御意見も踏まえ、p.39 施策の方向に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に関する記述を盛り込んだ。</p> <p>ヘイトスピーチについては、「滋賀県人権施策推進計画」において重要な人権課題の一つに位置付け、啓発活動等に取り組んでいるところ。</p> <p>今回のプランでは「多文化共生を推進するため、『滋賀県人権施策推進計画』に基づき、人権教育・啓発の充実に努める」こととしており、ヘイトスピーチの解消に向け、これにより適切に取り組んでいく。</p>
34	<p>日本に住むすべての人が差別なく普通に暮らせるように、施策を講じてほしい。とりわけ、日本に多く住まれている在日朝鮮人の方々への差別をなくしてほしい。ヘイトスピーチに対する実効ある禁止策を講じてほしい。</p>	<p>ヘイトスピーチについては、「滋賀県人権施策推進計画」において重要な人権課題の一つに位置付け、啓発活動等に取り組んでいるところ。</p> <p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
35	<p>地域社会、県民の啓蒙や意識の変容について、「差別は許さない」毅然とした態度を明確にするためにもヘイト条例を作るべきだと思う。これは国も望んでいることである。</p>	<p>ヘイトスピーチについては、「滋賀県人権施策推進計画」において重要な人権課題の一つに位置付け、啓発活動等に取り組んでいるところ。</p> <p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
36	<p>これまで、選挙の際に、個人演説会や街頭演説においてヘイトスピーチが為される事例が他府県で繰り返されている。駅頭などで一度でもそれに遭遇した当事者の恐怖ははかり知れない。滋賀でそのような事態を招かないように、公共の場の使用に関するルールの点検や補強などについても、ご検討をお願いしたい。</p>	<p>ヘイトスピーチについては、「滋賀県人権施策推進計画」において重要な人権課題の一つに位置付け、啓発活動等に取り組んでいるところ。</p> <p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No.	主な御意見	意見に対する県の考え方
その他		
37	<p>多文化共生の推進について、滋賀県庁内の各担当課間での情報共有や切磋琢磨の有無について。</p> <p>2019年9月開催の「じんけんフェスタ」では「いろんな笑顔が集うまち～多様性を認め合う共生社会～」とのスローガンが掲げられていた。ところが、メインイベント「じんけんトーク」の講師は、テレビで、韓国の中央日報・ハンギョレ新聞・日本の朝日新聞の3紙を「反日三羽鳥」と揶揄する発言をした人物であり、また、「慰安婦」は歴史的事実に基づかない、と歴史改竄発言をしていた人物であった。</p> <p>フェスタ当日の「じんけんトーク」の中では、本人なりの言い訳をされていたが、発言の撤回や反省の言葉は無く、改めて、人権フェスタの講師として招いたことは間違っていたと感じた。主催の人権施策推進課は、講師選任に問題はなかったとの見解である。「ヘイトスピーチを助長する発言をテレビで撒き散らしている人物を『多様性を認め合う共生社会』を目指す集会の講師として招いたことは間違っている」という指摘を、「多様な価値観や多様な意見の一つ」としてしか認識してもらえなかった。私たち県民の認識不足を補い、啓発活動の先頭に立つて下さるべき人権施策課が、「嫌韓」を煽る人物を講師として招いたことはもちろん問題であるが、集会のまとめを見ると、講師の言動に危機感を表明した県民の意見を、単に、様々な価値観や意見の一つとしてしか捉えていなくて、それらがぶつかることで学びが深まるかのようなごまかしで締め括っていることにも、大きな問題を感じる。ヘイトスピーチを助長する言動に対して「NO」を表明することは、多様な意見の一つではなく、マイノリティの尊厳を守るための最低限の必要事項である。八代英輝さんが人権集会の講師と聞き、「何故？」と愕然とした在日コリアンの方々の思いを、滋賀県庁の職員の方々はご存知か？ マスコミやネットやテレビだけでなく、行政までも「嫌韓」に加担するのか？ そんな集会に笑顔で参加できるわけがない。</p> <p>スローガンに全く反する言動を繰り返している人物を講師としてポスターやチラシや新聞広告や地域放送で宣伝したことは、県による回収できない差別扇動だと思う。県庁内では、どなたも問題提起されなかったのか？ このようなことが繰り返されないようなプランの策定をお願いする。</p>	<p>いただいた御意見については、関係課と情報共有させていただく。</p>
38	<p>多文化共生の現状認識と研修計画について。</p> <p>入管法が改定されたが、国会で指摘された数多くの問題点は解決されないままである。以前からの、技能実習生を取り巻く問題点を棚上げにしたまま、さらに多くの外国人労働者を受け入れることで、来日後に困窮する方々が続出する心配がある。また、様々な事情で入国管理局に収容された人たちが、待遇の劣悪さや長期拘留に堪えかねて「助けて」と叫んでいるのが外にまで聞こえるのが実状である。ハンストの末、亡くなった方もいらっしゃると思う。そのような実情を把握した上で、「多文化共生の推進」に取り組む必要があると思う。県庁職員の研修として、指宿昭一弁護士、師岡康子弁護士、ジャーナリスト安田浩一さんを招いて、お話を聴いていただきたいと思う。以上、現状把握のための研修を、全職員の方々に対象に実施されることを、プランに盛り込んでいただけるよう、要望させていただく。</p>	<p>行政職員の育成については、p.40 ②多文化共生意識を持った行政職員の育成を盛り込んでいることから、原案のままとする。いただいた御意見は、研修や講座の内容を検討するうえで、今後の参考とさせていただきます。</p>
39	<p>新渡日の外国につながる人々への施策を、より細やかに、具体的に提案すると共に、予算拡大と必要な人員の確保に早急に取り組むべきだと考える。</p> <p>また、外国につながる人々の相談窓口や通訳派遣体制を充実してほしい。通訳については、必要に応じて即座に派遣出来る体制が必要だと思う。</p> <p>さらに、地域で隣人として共に暮らしていくための方策として、日本語しか知らない私たちが少しでも外国語に触れ、日常会話が出来ることが、マイノリティの人たちの安心につながると思う。渡日した人たちの日本語学習の機会を十分に提供すると共に、滋賀を共に支え共に担って下さる人たちに私たち元々の住民が歩み寄る努力も必要だと思う。そのための施策にも力を入れてほしい。</p>	<p>p.15で示しているプランの体系のとおり、本プランでは、5つの行動目標と施策の方向を定め、具体的施策・取組を示し、多文化共生の推進に取り組むこととしていることから、原案のままとする。</p> <p>相談窓口については人口増加が顕著なベトナム語やインドネシア語等にも対応できる相談員を配置するなど、相談体制を拡充し、多言語対応の充実を図っているところ。今後もプランに基づき、連携して着実に施策を展開していきたい。</p>
40	<p>行政から一方的に「下ろす」施策ではなく、まずは、マイノリティの方々、困っていらっしゃる方々、被害当事者の方々、お一人お一人の思いや願いを十分に聴き取り、そこを起点に、必要な施策を早急に実行に移していただきたい。「基本目標」が言葉だけに終わらず、その実現に近づけるように。</p>	<p>多文化共生施策の推進に当たっては、行政だけではなく、様々な主体が連携して取り組むことが重要であると考えている。外国人県民の方々からも積極的に御意見を伺いながら、施策の充実を図ってまいりたいと考えているため、原案のままとする。</p> <p>御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。</p>
41	<p>滋賀県がいつも私たち外国にルーツがある人々を同じ地域社会を構成するひとりと考え、尊重し共に社会益を作ろうとする姿勢に感謝する。</p> <p>基本理念や考え方として外国人も日本人の人たちと同じく基本的人権を持ち、地域社会や行政はそれを保障する義務があると明文化すべきだと思う。</p>	<p>p.14滋賀県がめざす多文化共生社会の姿に記載のとおり、「多文化共生施策を推進することにより、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」などに規定されたすべての県民の人権意識が高揚しています。」ことを掲げ、「滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会」を目指すこととしていることから、原案のままとする。</p> <p>御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。</p>
42	<p>自治体ごとに国際交流協会があるため、何度もボランティアの登録手続きをしなければならぬ煩雑さを感じる。職員さんの仕事に対する熱意のようなものもバラバラである。地域の日本語教室を主催する講師のレベルも揃っていないように思う。国際交流協会同士のつながりが必要で、特に災害時にはうまく助け合えると思う。</p> <p>外国人の人が滋賀県のどの地域に住んでいても、同じように日本語学習の機会がないと不公平。日本語教室で地域の人と顔を合わせることで、相互にどんな人が知り合える。日本に来ていて、ほっといて欲しいと考える外国人は少ないはず。日本語教室を気軽に始めやすい環境作りがあると良いと思う。</p>	<p>多文化共生施策の推進に当たっては、行政だけではなく、様々な主体が連携して取り組むことが重要であると考えている。市町、国際協会等様々な主体と十分連携しながら、県域での多文化共生の推進に取り組んでまいりたい。</p> <p>御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。</p>
43	<p>滋賀県でブラジル・サンバカーニバルを開催してほしい。ブラジル出身の外国人からサンバを教えてもらうことで、県民がサンバを通じて一つになれると思う。</p>	<p>p.40 ①多文化共生の意識づくりに向けた啓発に記載のとおり、国際交流等をおして、県民の異文化理解力や国際感覚の育成に取り組むとともに、③交流の場づくりに記載のとおり、市町、国際交流協会、市民団体、外国人コミュニティなど様々な主体と連携し、地域社会とつながる場づくりを推進することとしており、原案のままとする。</p>
44	<p>外国人の支援について、今最も必要になっているものは「通訳」である。医療通訳、交番等窓口での通訳など、県あるいは市が責任もって通訳が必要なところに配置する必要がある。予算的に難しいのなら、SNS、チャットシステム等を使って必要な時にすぐに支援できるようなシステムがあればよいと考えるがどうか。</p>	<p>自動翻訳機等も活用しながら、多言語対応の充実を図っていきたくと考えている。原案のままとするが、御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。</p>
参考意見		
45	<p>プランに直接関係ないが、大津市の事故を受けて県警が作成し県内の全幼稚園・保育園に配付したと報道があった交通安全マニュアルやベストは、幼児教育を行っている外国人学校に配付されていないようである。もしこれが事実であれば、子どもの命は平等ですので、こうしたことがないように平等に扱ってほしい。</p>	

「滋賀県多文化共生推進プラン(第2次改定版)」(案)に対するパブリックコメントとそれに対する県の考え方

＜市・県国際協会からの御意見＞

No.	主な御意見	意見に対する県の考え方
日本語教育関連		
1	地域日本語教育について、地元の市など、自治体で推進していかなければならないという意識が全くない。誰が進めていくのか、ボランティアに頼っているのか、責任を負わなければならないのはボランティアではない。また、日本語教育に携わっていく講師が無償でいいのか。これも真剣に考えてもらいたい。	新たな施策として、p.23地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進を盛り込み、関係者等と連携しながら、今後の地域における日本語教育の推進について、検討を進めていくこととしているため、原案のままとする。
2	日本語教室は無料が多いが、受講料を取るべきである。お金を出したらがんばろうという気持ちになるのでは。また、コースがあれば継続して勉強できると思う。初級コースしかないという教室が多い。ここでは次のコースがなく、前に進まない。いつまでたっても上達できない。	新たな施策として、p.23地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進を盛り込み、関係者等と連携しながら、今後の地域における日本語教育の推進について、検討を進めていくこととしているため、原案のままとする。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	日本語教室について、生徒が多すぎて先生が足りていない。レベルをあわせなければならないので、下手になる。行きたくないと考えている外国人が多い。そういう外国人は、お金があるが公文式に行って、レベルを合わせている。1週間に1回はわからなくなるので、2、3回あるほうが良い。次のステップに行けるよう、コースを作してほしい。	新たな施策として、p.23地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進を盛り込み、関係者等と連携しながら、今後の地域における日本語教育の推進について、検討を進めていくこととしているため、原案のままとする。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
4	滋賀県では日本語学校がないので、YMCAのような学校をぜひ作ってもらふ施策を入れてほしい。月5千円でレベルアップしながら、生活に必要な日本語とルールも学べるようなカリキュラムを作してほしい。災害に対する認識や医療についても学べるようにしてほしい。	新たな施策として、p.23地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進を盛り込み、関係者等と連携しながら、今後の地域における日本語教育の推進について、検討を進めていくこととしているため、原案のままとする。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
5	p.23 ③「(公財)滋賀県国際協会と連携し、助成制度や先進事例、日本語教育に関する情報提供を行い、日本語教室の立ち上げや運営を支援します。」について、運営支援を行うと読めるため、以下のとおりとはどうか。 →修正(案)「助成制度や先進事例などの情報提供に努め、」	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.23 ③日本語教室への支援 ○日本語教室への情報提供 (修正前) (公財)滋賀県国際協会と連携し、助成制度や先進事例、日本語教育に関する情報提供を行い、日本語教室の立ち上げや運営を支援します。 →(修正後) (公財)滋賀県国際協会と連携し、助成制度や先進事例などの情報提供に努め、日本語教育に関する情報提供を行い、日本語教室の立ち上げや運営を支援します。
災害時の外国人支援関連		
6	p.27 施策の方向 ○3つ目 「災害時には、県は、～相談対応に努めます。また、通訳ボランティアを派遣するなどし、被災地の外国人県民等の支援を行います。」 について、災害の種類や被災状況、交通事情等により、ボランティアを派遣できない場合もある。また、滋賀県国際協会災害時外国人サポーターは通訳翻訳の活動に特化したものではないため、以下のとおり修正すべき。 →修正(案)「ボランティアと協力しながら、」	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.27 施策の方向 ○3つ目 (修正前) 災害時には、県は、(公財)滋賀県国際協会と連携し、広域的な災害情報の発信や電話での相談対応に努めます。また、通訳ボランティアを派遣するなどし、被災地の外国人県民等の支援を行います。 →(修正後) 災害時には、県は、(公財)滋賀県国際協会と連携し、広域的な災害情報の発信や電話での相談対応に努めます。また、ボランティアと協力しながら、被災地の外国人県民等の支援を行います。
7	p.28 ④ 「大規模地震などの災害発生時には、県および(公財)滋賀県国際協会がボランティアなど県内の関係者と連携し、…」 について、まずは、県の初動の役割が何かを記載すべきと考える。 また、災害時の連携・協力先として、県内関係者だけでなく広域の支援(近畿、全国)も想定しているため、以下のとおりとはどうか。 →修正(案)「県は市町行政と連携して、外国人県民の被災状況の把握に努めます。また、(公財)滋賀県国際協会がボランティアなど関係者と連携し、…」	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.28 ④災害多言語支援の中核的な支援拠点の設置 (修正前) 大規模地震などの災害発生時には、県および(公財)滋賀県国際協会がボランティアなど県内の関係者と連携し、災害多言語支援の中核的な支援拠点を設置し、市町、市町国際交流協会が、多言語による情報提供や相談対応などを行う「災害多言語支援センター」を開設することなどを支援します。また、市町等からの要請に応じて、情報の多言語化等を支援し、外国人県民等の災害に対する不安を解消できるよう努めます。 →(修正後) 大規模地震などの災害発生時には、県は市町行政と連携して、外国人県民の被災状況の把握に努めます。また、(公財)滋賀県国際協会がボランティアなど関係者と連携し、災害多言語支援の中核的な支援拠点を設置し、市町、市町国際交流協会が、多言語による情報提供や相談対応などを行う「災害多言語支援センター」を開設することなどを支援します。また、市町等からの要請に応じて、情報の多言語化等を支援し、外国人県民等の災害に対する不安を解消できるよう努めます。
教育関連		
8	夜間中学について、どこに設置し、誰を相手にするのか、難しい課題である。それよりも、小中学校できちっと学習できるようにすればいいのでは。	小中学校で学習できることが基本であるが、さまざまな理由で就学機会を必要とされている方がおられることが考えられ、教育機会の保障という観点から、夜間中学も含めて検討していかなければならないと考えているため、原案のとおりとする。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	外国にルーツを持つ子どもは学校で勉強するので、日本語についてある程度話せるようになるが、外国人の母親は日本語が理解できずそのままの状態。親子なのにコミュニケーションできないという問題がある。これについても施策が必要ではないか。	県教育委員会としては、公立小中高等学校において、母語支援員を派遣して懇談会における通訳や支援員による保護者向け文書等の翻訳を行えるようにしているため、原案のとおりとする。 公立小中学校においては、「外国人児童生徒いきいきサポート支援事業」で母語支援を行っている。支援している母語は、スペイン語、中国語、タガログ語である。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
10	学校をめぐって子どもと親とのコミュニケーションにずれが出てくる。日本語の壁があるのでPTAには参加できない。日本語が理解できないので、役員からは外される、または参加しても何もわからないので、参加しなくてもいいやと思われてしまう。運動会等回りの親は参加しているのに、自分だけ呼ばれていない、差別されていると思い込んでしまう。学校でのミスコミュニケーションがないように十分な施策が必要である。	県教育委員会としては、公立小中高等学校において、母語支援員を派遣して懇談会における通訳や支援員による保護者向け文書等の翻訳を行えるようにしているため、原案のとおりとする。 公立小中学校においては、「外国人児童生徒いきいきサポート支援事業」で母語支援を行っている。支援している母語は、スペイン語、中国語、タガログ語である。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
11	児童生徒への国際理解講座について、外国人への偏見を取り払うという意味で県のCIR等を派遣して、その国の概要を知ることがよいが、地域との連携が大変弱い。1回出前講座を開いてそれで終わりではだめ。学校側にも、その後どうするの、考えさせる手立てあるの?と聞いてほしい。知るだけでなくアクションへつなげてほしい。子どもたちに考えさせて、その後どう変容していくかが大事。世界をどう見ていくかだけでなく、そこから地域をどう見ていくかを考えてほしい。	p.37⑤児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進に記載の、出前講座、講師派遣については、各学校において取り組まれる国際理解教育のひとつのきっかけとしていただきたいと考えている。県では、学校の児童生徒だけではなく、地域や教員を対象とした研修においても講座を実施しており、各地域や学校において積極的に国際理解の推進に取り組んでいただけるよう、今後も支援していきたいと考えているため、原案のとおりとする。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
12	p.15 プラン体系図 4. 次世代を担う人材の育成 (8)教育環境の整備 ⑥進路支援への取組みについて、「⑥外国人児童生徒等の進路支援への取組み」ではないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.15プラン体系図 4. 次世代を担う人材の育成 (8)教育環境の整備 (修正前)⑥進路支援への取組み →(修正後)⑥外国人児童生徒等の進路支援への取組み

No.	主な御意見	意見に対する県の考え方
13	p.15 ⑨体験学習支援について、「⑨外国人学校への体験学習支援」ではないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.15プラン体系図 4. 次世代を担う人材の育成 (8)教育環境の整備 (修正前)⑨体験学習支援 →(修正後)⑨外国人学校への体験学習支援
14	p.15 ⑪就学前の教育・保育の充実について、「⑪外国人家庭の子どもの就学前の教育・保育の充実」ではないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.15プラン体系図 4. 次世代を担う人材の育成 (8)教育環境の整備 (修正前)⑪就学前の教育・保育の充実 →(修正後)⑪外国人家庭の子どもの就学前の教育・保育の充実
15	p.34 成果指標 国際理解出前講座実施回数について、(公財)滋賀県国際協会の出前派遣との差別化を図るため、CIRの出前講座の回数と明記すべき。 →修正(案)「国際理解出前講座(国際交流員(CIR))の実施回数」	成果指標については、県が実施する国際理解出前講座の回数を指標として設定しているため、原案のままとする。
16	p.37 ④外国人児童生徒の教育に携わる教員の研修 ○また、国際協力機構などが実施する海外派遣制度について、独立行政法人なので、(独)を入れるべきではないか。 →修正(案)「また、(独)国際協力機構などが実施する海外派遣制度を～」	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.37 (修正前)国際協力機構 →(修正後)(独)国際協力機構
17	p.37 ⑤児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進 ○多文化共生をめざす教材開発について、教材開発は、学校現場はじめ、他の教育機関や団体等も取り組まれておられるので、(公財)滋賀県国際協会の取り組みだけを掲げるのはいかがかと思う。 すべて削除すべき。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.37 ⑤児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進 (修正前)○多文化共生をめざす教材開発 →(修正後)○多文化共生をめざす教材開発 削除
18	p.37 ⑥進路支援への取り組みについて、「⑥外国人児童生徒等の進路支援への取り組み」ではないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 (修正前)⑥進路支援への取り組み →(修正後)⑥外国人児童生徒等の進路支援への取り組み
19	「○外国籍学生等への奨学金の支給 (公財)滋賀県国際協会は～奨学金を支給します。」について、就学支援金の制度が導入され、条件はあるものの外国籍学生にも適用されるようになったため、(公財)滋賀県国際協会の奨学金の対象については、見直す予定とされており、すべて削除すべき。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.37 ⑥進路支援への取り組み (修正前)○外国籍学生等への奨学金の支給 →(修正後)○外国籍学生等への奨学金の支給 削除
20	p.38 ⑨体験学習支援について、「⑨外国人学校への体験学習支援」ではないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.38 (修正前)⑨体験学習支援 →(修正後)⑨外国人学校への体験学習支援
21	p.38 ⑪就学前の教育・保育の充実について、「⑪外国人家庭の子どもの就学前の教育・保育の充実」ではないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.38 (修正前)⑪就学前の教育・保育の充実 →(修正後)⑪外国人家庭の子どもの就学前の教育・保育の充実
その他		
22	自治会においては、どこからどこまでが自治会なのか分からない。地域の祭りがわからない。声をかけてもらえない。みんなと参加したいと思っても、言葉の壁があり、周りから置いて行かれる気持ちになる。自治会の中に入っても何を聞いたらいのか分からない。地蔵盆など何のことも分からない。なぜ地蔵盆でお金を払わないといけないのか分からない。地元の行事が理解できない人がたくさんいる。子どもが学ぶ、交流するための必要な機会であり、親も学ぶことができ、皆と一緒に参加でき、満足感が得られる機会になることを知らないと、参加しなくていいやということになる。この辺のコミュニケーションが重要であることを皆さんにわかってもらいたい。	p.40交流の場づくりに記載のとおり、地域社会に対する意識啓発により一層取り組むとともに、国籍などにかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができるような場づくりが進むよう、市町や国際協会等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているため、原案のままとする。 御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
23	地元の市では基本方針である多文化共生プランも作っていない。担当もない。何もしていないし、国際協会に相談もない。こんなことで多文化共生が進んでいくのか。県全体できちっと足並みをそろえる必要があるのではないか。	市町とは、ワーキング会議を定期的に行い、情報共有や課題の検討を行うことをとおして、県域での多文化共生の取組の推進を図ってまいりたいと考えているため、原案のままとする。 御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
24	目指すべき姿①にあるように、多文化共生を進めていくためには「対等な関係」の基盤づくりが必要だと思う。市によって取り組むレベルが違うので、うちの市ではついていけないだろう。	市町とは、ワーキング会議を定期的に行い、情報共有や課題の検討を行うことをとおして、県域での多文化共生の取組の推進を図ってまいりたいと考えているため、原案のままとする。 御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
25	日本人と結婚している外国人夫人は夫に頼ってしまっていることで地域で孤立してしまっている。この人たちは数字に出てこない。国際協会等のつながりを知らないまま生活している。この人たちに必要な情報が届くように施策をしていただく必要がある。	市町や様々な主体と連携し、情報発信に努めていきたいと考えているため、原案のままとする。 御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
26	日本人の配偶者の子どもの場合は日本人となり、一方の親が外国人であることが伝わっていない。外国にルーツを持つ子どもの数についても、外国人人口の中には出てこず、必要な施策の対象になっていないという課題がある。このことに配慮していただき施策を進めていただきたい。	p.14 基本目標に記載のとおり、「滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会」を目指して、国籍に関わらず、外国につながる子どもも含めて、施策を推進してまいりたいと考えているため、原案のままとする。 御意見については今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
27	p.16 (1)県民 「日本人県民(以下の外国人県民等以外の県民をいいます。)および外国人県民等(国籍、民族にかかわらず・・・)」について、外国人県民等に続く()内に定義が記載されているが、「等」はその()内に挙げられる以外で、どのような人を指すのかわかりにくい。 22歳未満の二重国籍状態(日本と他の国籍を合わせ持つ)の子どもの場合は、外国人県民と読めちゃう懸念がある。 法に基づく定義づけが必要なのであれば、国籍法を根拠にするのも一つは思う。ただし、日本国籍者の中にも多様な背景を持つ人たちがおられるため、非常に難しい実態がある。 1. 外国人県民等の「等」とはどのような人を含むのか。日本人・外国人県民の定義が、わかりづらい。 2. 「等」と「など」の記載が混ざっているので統一してはどうか。	日本国籍を有していながら、外国につながる様々な背景をもつ人もおり、外国人の人と同様の課題を抱えている方もいることや、本県で働く方、学ぶ方もおられることから、これらの方々も視野に入れ、外国人県民等という呼称を用いることとした。また「外国人県民等」と名詞については、漢字の「等」を用いることとし、原案のとおりとする。

No.	主な御意見	意見に対する県の考え方
28	p.16 (2)自治会などの 4から5行目 「日本人住民も外国人住民等も」 について、 「日本人県民も外国人県民等も」ではないでしょうか	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.16 (2)自治会など (修正前)「日本人住民も外国人住民等も」 →(修正後)「日本人県民も外国人県民等も」
29	p.17 4-6行目 「また、地域の国際交流協会の市町国際交流協会などの事業に対する支援やコーディネート機能を強化し、県民、市民活動団体、市町などが活動しやすい環境整備に努めることも期待されます。」 について、市町国際交流協会への支援という表現が入ると、上下関係があるように読み取れる。 →修正(案)「また、県域において国際交流の中核的な役割を担う(公財)滋賀県国際協会は、その専門性とコーディネート機能を強化し、県民、市民活動団体、市町などが活動しやすい環境整備に努めることも期待されます。」	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.17 (4)国際交流協会 (修正前) また、地域の国際交流協会の市町国際交流協会などの事業に対する支援やコーディネート機能を強化し、県民、市民活動団体、市町などが活動しやすい環境整備に努めることも期待されます。 →(修正後) また、 <u>県域において国際交流の中核的な役割を担う(公財)滋賀県国際協会は、その専門性とコーディネート機能を強化し、県民、市民活動団体、市町などが活動しやすい環境整備に努めることも期待されます。</u>
30	p.18 (1)滋賀県入管法改正に係る庁内対応検討チーム について、入管法改正の前に「滋賀県」がつくと滋賀県が行った法改正という印象を受ける。 →修正(案)入管法改正に係る滋賀県庁内対応検討チーム	要綱で定める名称であるため、原案のままとする。
31	p.20 二段落目3-6行目 「相談窓口だけでは対応できず、出入国在留管理局や労働基準監督署、家庭裁判所、学校、福祉事務所など専門の公的機関等に繋ぐケースもあり、通訳・相談員は、このような幅広い問題に対応できる専門的な技術や知識が求められ、幅広く連携した支援体制が必要となっています。」 について、 →修正(案)「相談窓口は、出入国在留管理局や～福祉事務所など専門の関係機関に繋ぎ、相談に対応するケースもあります。通訳・相談員は、このような幅広い問題に対応できる専門的な技術や知識が求められ、関係機関と連携した幅広い支援体制が必要となっています。」	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.20 現状と課題 (修正前) 相談窓口だけでは対応できず、出入国在留管理局や労働基準監督署、家庭裁判所、学校、福祉事務所など専門の公的機関等に繋ぐケースもあり、通訳・相談員は、このような幅広い問題に対応できる専門的な技術や知識が求められ、幅広く連携した支援体制が必要となっています。 →(修正後) 相談窓口は、出入国在留管理局や労働基準監督署、家庭裁判所、学校、福祉事務所など <u>専門の関係機関に繋ぎ、相談に対応するケースもあります。通訳・相談員は、このような幅広い問題に対応できる専門的な技術や知識が求められ、関係機関と連携した幅広い支援体制が必要となっています。</u>
32	p.21 21① ○多言語による行政・生活情報の提供 「県と(公財)滋賀県国際協会は～」 について、県の推進プランなので県の取り組みが、まず記載されるべき。 →修正(案)「 <u>県は、各課において外国語やさしい日本語での情報提供に努めます。</u> また、(公財)滋賀県国際協会は～」	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.21 ①多言語による行政・生活情報の提供 ○多言語による行政・生活情報の提供 (修正前) 県と(公財)滋賀県国際協会は、ボランティアと協働し、多言語情報紙の発行を行うとともに、ホームページやSNSを通じて情報提供を行います。また、相談窓口や多様なメディア媒体などを活用し、効果的な情報提供に努めます。 →(修正後) <u>県は、各課において外国語やさしい日本語での情報提供に努めます。また、(公財)滋賀県国際協会は、ボランティアと協働し、多言語情報紙の発行を行うとともに、ホームページやSNSを通じて情報提供を行います。また、相談窓口や多様なメディア媒体などを活用し、効果的な情報提供に努めます。</u>
33	p.21 ③「市町と連携し、外国人県民等とかがわかる機会の多い自治体職員や関係者等に対する普及を推進します。」 について、人材育成に関しては、外国人県民と関わる機会の多さや有無に関わらず、全職員を対象とすべきものとする。 「外国人県民等とかがわかる機会の多い」を削除してはどうか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正した。 p.21 ③「やさしい日本語」等の普及 ○「やさしい日本語」等の普及 (修正前) 「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなを付けるなど、外国人県民等にも理解しやすい日本語の表現について、 <u>市町と連携し、外国人県民等とかがわかる機会の多い自治体職員や関係者等に対する普及を推進します。</u> →(修正後) 「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなを付けるなど、外国人県民等にも理解しやすい日本語の表現について、 <u>市町と連携し、自治体職員や関係者等に対する普及を推進します。</u>
34	p.39 (1) 現状と課題について、 日本の社会・経済状況、とりわけ少子高齢化に伴う労働者不足を補うための入管法改正により、東南アジアからの技能実習生や特定技能の在留資格を持つ若者が、急激に流入している点が反映されていない。	p.1 背景・趣旨に記載しているため、原案のままとする。